

春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、賃貸住宅における日常生活に支障がある高齢者世帯に対し、日常生活を容易にするための住み替えに要する費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 助成金の交付の対象となる世帯は、市内のエレベーターが設置されてない賃貸住宅の2階以上に居住し、身体等の状況により日常生活を営む上で支障のある65歳以上の者のみの世帯で、次の各号のいずれにも該当する者のみで構成されるものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本人並びに本人と同一の世帯に属する世帯員及び同居の家族の助成金の交付を受けようとする年度に納付すべき市民税（4月及び5月においては前年度の市民税）が非課税の者又は全額を免除されている者

(対象となる住宅住み替え)

第3条 助成の対象となる住宅住み替えは、市内に所在する次の各号のいずれかの賃貸住宅への住み替えとする。

- (1) エレベーターが設置されている集合住宅
- (2) 前号以外の集合住宅の1階部分
- (3) 戸建て住宅

(助成の対象となる費用及び助成金の額)

第4条 助成の対象となる費用は、住み替えに係る費用のうち、引越しに係る費用及び従前の住居の退去に伴う修繕費用とする。

2 助成金の額は、前項の費用の額とし、200,000円を限度とする。

(要件確認)

第5条 第2条に掲げる要件に該当する世帯で住み替えをしようとするものは、新たに入居する賃貸住宅の賃貸借契約の締結前に、市長に対し、当該要件に該当する世帯であることを証する書類の交付を求めることができる。

2 前項の書類の交付を求めようとする者は、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付対象世帯要件確認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付対象世帯要件確認通知書（第2号様式）による。

(申請及び交付決定)

第6条 引越しに係る助成金の交付を受けようとする者は、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付申請書（第3号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1項に規定する引越しに係る費用の見積書

(2) 新たに入居する賃貸住宅の賃貸借契約書又はこれに代わるもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付決定通知書（第4号様式）又は春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付却下通知書（第5号様式）により前項の規定による申請者に通知するものとする。

第7条 従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金の交付を受けよう

とする者は、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1項に規定する従前の住居の退去に伴う修繕費用の明細書

(2) 新たに入居する賃貸住宅の賃貸借契約書又はこれに代わるもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付決定通知書又は春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付却下通知書により前項の規定による申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 第6条第2項又は前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、住宅住み替えが完了したときは、春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成事業完了報告書（第6号様式）に、住宅住み替えに係る領収書（次条第2項の規定により受領を委任する場合にあっては請求書）の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、第6条第2項又は第7条第2項の決定を受けた者の請求に基づいて、助成金を交付する。

2 第6条第2項又は第7条第2項の決定を受けた者は、助成金の受領を当該住み替えに係る事業者に委任することができる。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段等により助成金の交付を受けた者に対し、第6条第2項又は第7条第2項の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることがある。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。